

# 医療・福祉問題研究会会報

NO. 130  
2016.9.21

## 医療・福祉問題研究会 第124回研究例会

日時： 2016年10月22日（土）15:00～17:00

会場：松ヶ枝福祉館4F学習室（金沢市高岡町7番25号）

テーマ：粟津温泉地域の貧困を考えるー地域包括ケアで救えない人々ー

報告者：信耕久美子さん、河波真理子さん、虎瀬寛子さん

村田美恵子さん（寺井病院・手取の里 ソーシャルワーカー）

### <抄 録>

1300年の歴史があり、有名な那谷寺門前町として発展してきた粟津温泉。1990年頃、バブル時期には団体客があふれ、全国から仲居さんが多く集まりました。それから30年余、粟津温泉は南加賀の温泉地域の中でも特に不況の影響が強く多くの旅館が廃業しています。

かつて仲居をしていた人たちは職を失い、高齢化が進む一方、十分な年金保障がなく生活に困窮しています。ここ6年粟津温泉組合の事務所を借りて「無料生活相談」を9回行っていますが、深刻な相談が相次いでいます。

また、地域に唯一あった開業医が高齢と病気により2014年12月に廃業し、無医療機関地域となってしまいました。その結果、小松みなみ診療所に短期保険証と無保険の患者が押し寄せてきました。

このような経過から、私たちはこの地域の実態を把握して政策を提案する必要があると考え、「粟津校区生活健康調査」を企画し、2015年9月より調査員延べ69人で134件の聞き取り調査を行いました。

今回はこの調査の中から、いくつもの困難を抱えた人たちの存在と、この問題を取り巻く自治体側の反応、また政府が進めようとしている「地域包括ケアシステム」との問題点などを報告したいと思います。

※事前申し込み不要、参加費無料です。多数のご参加お待ちしております。

※例会に先立ち、13時より同会場にて運営委員会を開催いたします。

## 総会のまとめ

### 2016 年度研究会総会を開催－研究会の継続とさらなる発展に向けて－

河野すみ子

さる8月6日、石川県社会福祉会館4階中ホールにて、2016年度の総会を開催しました。三津井司さんの司会のもと、最初に、大田さんから「2015年度の活動報告と2016年度の活動計画（案）」について、ついで、広田さんから「2015年度の決算と2016年度の予算（案）」について、河野から「雑誌会計」について、それぞれ報告・提案があり、質疑・討論を行いました。

討論では、会員・賛助会員の会費滞納問題について意見がだされました。まず、会費を滞納されている方について、だれが声をかけるのか、運営委員会で検討することになりました。そして、会員・賛助会員をふやし、雑誌を普及していくことが重要である、という意見がだされました。また、125回研究例会のハンセン病問題について（仮）は、筋さん、井上さんの2人に報告していただくことになりました。

横山壽一さんの佛教大学への移籍にともない、研究会の所在が、小澤裕香さん（金沢大学地域創造学類社会政策研究室）になることが了承されました。また、会計監事について、神田順一さんから水上幸夫さんへの変更が了承されました。そして、多くの会員の方々に、研究会の運営や例会に参加していただき、研究会の継続とさらなる発展に向けて取り組んでいくことを確認しました。

総会のあと、総会記念企画として、河合克義さん（明治学院大学社会学部）より、「高齢者の貧困と社会的孤立問題」と題する記念講演をしていただきました（その内容については、別途紹介します）。

---

## 2016 年度総会記念講演概要報告

大田 健志

8月6日、石川県社会福祉会館にて、2016年度総会記念&研究会発足30周年記念講演会が開催され、「高齢者の貧困と社会的孤立問題－いま、医療と福祉に求められているもの－」というテーマで、河合克義さん（明治学院大学社会学部）にご講演いただきました。

講演は、大規模かつ丁寧に行われた社会調査から得られたデータと、河合さんの鋭い分析による問題整理を中心に、石川県にピックアップした調査結果の紹介や映像も交えながら、約2時間行われました。以下、7つのポイントに沿って簡単に概要を紹介します。

①、『「老後破産」の波紋』、では「無縁社会」、「老人漂流社会」と称される現代の孤立高齢者の実態を紹介されました。②、『孤立死の急増』、では増大する孤立死について、データを用いて明瞭に解説されました。③、『高齢者の社会的孤立問題発生の背景』、

では日本における世帯類型の変化や、家族・社会とのネットワークの希薄化・脆弱化を指摘されました。④、『ひとり暮らし高齢者の出現率』、では国勢調査を元に河合さんが作成した地域類型分析を用いて、ひとり暮らし高齢者の特徴を解説。また、制度間調整の不備による自己負担の増大が、ひとり暮らし高齢者の生活を圧迫していると指摘されました。⑤、『高齢者の生活実態と社会的孤立』、では港区（東京）、鶴見区（神奈川）、山形県で実際に行った調査の概要と、調査結果の紹介がなされました。⑥、『事実の発見と新たな施策・地域ネットワークの創造』、では上記調査結果からの考察として、買い物支援をはじめとする新たな施策の創設と地域ネットワークづくりの関係性についての報告がなされました。そして、⑦、『いま、医療と福祉に求められていること』、では現行の介護保険制度に立ち返りながら、後期高齢者に対する支援や、親族・地域ネットワークの構築の重要性が語られました。

現在の、お世辞にも十分とは言えない医療・福祉制度に加え、個人を取り巻く社会的ネットワークの揺らぎ・つながりの希薄化によって引き起こされている高齢者の貧困、物理的・社会的孤立。その解消のためには、個人・地域が力を発揮する必要があるのはもちろんのこと、その大前提として行政による適切な支援策・誘導が必要であり、特定の個人に依存しない行政・地域・個人のネットワークの確立・強化が今後の課題だと感じる講演会でした。



## 会員レポート 1

### 「生活保護基準引下げ違憲処分取消訴訟」第5回口頭弁論を聞いて

大田 健志

7月11日、生活保護基準引き下げ違憲訴訟の第5回口頭弁論が行われた。今回は、「生活保護を利用する人々はどのような人々か、世帯類型ごとに明らかにすること。」「個別の原告が被った損害の前提として、全ての原告に共通する総論的な被害実態を明らかにすること」の2点を目的として、生活保護受給の実態について、4つの世帯類型に分けて説明がなされた。分類は、①「高齢者世帯」、②「障害者・傷病者世帯」、③「母子世帯」、④「その他世帯」である。以下、主な内容について記載する。

①は、65歳以上のみ、もしくは65歳以上と18歳未満のみで構成される世帯。この層は生活保護受給世帯の47.5%を占める。特に、夫婦ともに無職の世帯では、平均して一カ月の支出が収入を6万円も上回っており、貯蓄を切り崩して生きている現状にある。これには、「無年金者」の増大、公的年金制度の不備が生活保護への誘導となっていると指摘した。

次に、②であるが、これは、障害・傷病の当事者＝生計中心者である世帯を指し、年収は半数以上が150万円以下、障害年金を含めても200万程度である。さらに、生活保護の被保護率は8.7%という低水準であり、実際には、生活保護を必要としている世帯が数多く潜在していると推察される。

そして、③は、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満の子のみで構成されている世帯。この世帯では、仕事と子育ての両立に問題を抱えているケースが多い。生活保護の被保護率は、②同様の低推移（約14%）となっている。また、健康状態については、被DV率、うつ病等の病気の発症率、子どもの心の病気の発症率は、一般と比較して遥かに高い数値を示しており、この現状が、貧困の連鎖を生んでいると指摘した。

最後に、④は、上記の①～③以外のすべてが対象となる。この世帯層も決して、すべてが「稼働可能世帯」ではない。例えば、高齢者＋20代、世帯主＋障害・傷病のある人など、①～③の境遇に近い世帯も含まれている。年齢分布でも、稼働世代とされる20歳～49歳は27%に留まり、73%が就労困難層にある。

また、すべての生活保護受給世帯層の共通項として、単身世帯が多く、自殺率が高いことが挙げられ、「最低限度の生活」に含まれるべき「社会参加等」が満たされない「孤立」が、さらなる問題を引き起こしていると指摘し、発言を終えた。

今回の裁判傍聴参加者は43名でした。次回期日は10月17日午後1時半からとなっています。会員の皆様のご参加もお待ちしております。

---

## 会員レポート 2

### 「年金減額違憲処分取消訴訟」第1回口頭弁論を聞いて

河野すみ子

7月12日、石川県の「年金減額違憲処分取消訴訟」第1回口頭弁論が金沢地方裁判所で行われました。原告と支援者約100名が集まり、35席の傍聴席がいっぱいにな

りました。まず、原告の代理人弁護士が訴状の概要陳述を行い、ついで、31人の原告団のなかから3人が意見陳述をしました。65歳のAさんは、「69歳の夫と障害年金をもらっている35歳の息子の3人家族。3人の年金は月24万円。私はアルバイトをしながら生活を支えてきたが膝を痛め、思うように仕事ができない。プライドを捨て友達からのもらいもので生活をつないでいる。貧乏でも明るく生きようと努力してきた『明るい貧乏暮らし』が、年金の引き下げで『暗い貧乏暮らし』に変わってしまった。自己責任だけでは解決できない。せめて人間らしく生活できるような年金にしてほしい」と話されました。他の原告の方は、「年金の引き下げで生活設計が崩れてしまった。物価は上がり、高齢者の暮らしは緊急事態。年金制度の充実を」と訴えられました。口頭弁論後の報告集会で、「大勢の方に参加していただき、『次回は広い会場で行う』と裁判官を動かしました」と述べられました。次回の第2回口頭弁論は、11月1日（火）1時30分からです。多くの方に傍聴していただければ幸いです。この裁判を傍聴して、私は、低い年金から介護保険料や国民健康保険料が引き出される高齢者の不安を、国がわかっていないと思いました。そして、年金額を引き下げ、社会保険料を引き上げるといふ政府の政策に強い憤りを感じました。年金の引き下げの流れを変えるために、この裁判はとても重要です。だれもが安心できる年金、最低保障年金の実現することが必要だと思いました。

### ＜今後の例会についてのご案内＞

- 第125回研究例会  
日時：12月23日（金）午後3時～5時  
テーマ：ハンセン病問題について（未定）  
報告者：筋昭三さん（城北病院名誉院長）  
井上英夫さん（金沢大学名誉教授・佛教大学客員教授）
- 第126回研究例会  
日時：2017年2月4日（土） 時間未定  
テーマ：障害のある人の就労支援の問題（未定）  
報告者：三津井司さん（ライトクリエートかほく）

